

第3次広島市男女共同参画基本計画策定に当たっての現状と課題の整理及び施策の方向性（基本目標5）

II 安心・安全な暮らしの実現
基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

Main table with 4 columns: 基本施策, 施策目標の指標と推進状況, アンケート調査結果, 広島市及び国の基本計画等. It contains detailed data on DV prevention, support for victims, and survey results from 2020-2022.

Table showing performance metrics for DV prevention. Columns include: 施策の目標(指標), 単位, 実績 (計画変更時, 現状), 目標 (年次目標, 最終目標), 評価 (計画変更時との比較, 年次目標達成状況, 最終目標達成状況).

【説明】
No.2「DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす」については、第2次計画変更時との比較では「↓」となり、年次目標及び最終目標の達成状況は「×」になった。
(※No.1「DV被害を受けた人のうち、だれ(どこ)にも相談しなかった人の割合を減らす」、No.3「過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす」については、直近の実績がないため、各目標に対する評価は行わない。)

【男女共同参画アンケート】
問20 配偶者、交際相手などに対しての暴力経験の有無
「ある」：全体8.1% (女性7.7%、男性8.9%) / 「ない」：全体85.3% (女性86.8%、男性85.2%)
(配偶者に対して)
「相手を大声で怒鳴ったり、バカにしたことがある」63.0%
「相手が医師の治療は必要ない程度の身体的暴力を1、2度ふるったことがある」9.6%
(交際相手などに対して)
「相手を大声で怒鳴ったり、バカにしたことがある」31.5%。
(報告書86～88頁/概要版26・27頁、関連する指標：No.1～3)
問21 配偶者、交際相手などからの暴力経験の有無
「ある」：全体7.9% (女性9.4%、男性5.6%) / 「ない」：全体85.4% (女性85.3%、男性87.4%)
(配偶者から)
約半数が「大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある」と回答しており、最も高くなっている。
(報告書89～91頁/概要版28・29頁、関連する指標：No.1～3)
問21-2 配偶者から受けた暴力に対する相談先
・「どこ(だれ)にも相談しなかった」39.4%、「友人・知人に相談した」16.9%、「家族や親戚に相談した」14.1%
(報告書92頁/概要版30頁、関連する指標：No.1～3)
問21-3 相談しなかった理由
・「相談するほどのことではないと思ったから」53.6%、「相談しても無駄だと思ったから」39.3%、「自分にも悪いところがあったから」28.6%
(報告書94頁、関連する指標：No.1～3)
問22 性的な行為の強要の有無
・「ある」：全体5.1% (女性8.6%、男性0.6%) / 「ない」：全体86.7% (女性84.7%、男性91.3%)
(報告書96・97頁、関連する指標：No.1～3)
問22-2 性的な行為を強要された加害者との関係
・「交際中の人」23.9%、「勤務先の関係者(上司、同僚、部下、取引先など)」21.7%、「まったく知らない人」15.2%
(報告書98頁、関連する指標：No.1～3)
問23 セクシュアル・ハラスメントの経験、見聞きしたことの有無
・「ない」全体54.1% (女性49.9%、男性61.7%)、「自分自身が言葉によるセクハラを受けたことがある」11.1%、「上記の行為を受けたことがある人を知っている」10.3%
(報告書99・100頁)
問23-2 セクシュアル・ハラスメントが行われた場所
・「職場で」82.2%、「地域活動で」10.8%、「学校で」6.4%
(報告書101頁)
問24 配偶者や交際相手などからの暴力を防止するために必要なこと
・「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」：52.5%
・「加害者への罰則を強化する」：52.3%
・「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」：45.8%
(報告書102頁)
【DVアンケート】
→報告書・概要版のとおり
・DVを受けた際、どこ(だれ)にも相談しなかった割合が約4割と最も多く、相談するほどのことではない、相談しても無駄と考えた人が多くいる状況である。

●第6次広島市基本計画
【文化が息つき豊かな人間性を育むまち】
第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり
第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進
第2項 男女が共に活躍できる社会の実現
<基本方針>
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と男女の人権尊重
ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援に取り組みとともに、男女の人権を尊重する市民意識の醸成や、性と生殖に関する健康と権利の考え方の浸透と生涯を通じた女性の健康の保持増進対策等の推進を図る。
●第5次男女共同参画基本計画(素案)(内閣府)
II 安全・安心な暮らしの実現
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
2 性犯罪・性暴力への対策の推進
3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
5 ストーカー事案への対策の推進
6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
7 人身取引対策の推進
8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応
9 売買春への対策の推進

課題への対応
引き続き、DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知に努め、相談に結び付けることが重要である。

第3次基本計画における継続的な取組の必要性

・女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援は、いずれの指標も最終目標の達成は現状から考えると非常に厳しい状況であり、今後も引き続き積極的に取組を進めていく必要がある。
・第3次計画の上位計画である第6次広島市基本計画においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と男女の人権尊重」が基本方針に盛り込まれている。
・国の第5次男女共同参画基本計画(素案)においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が政策分野の一つとなっている。

Diagram showing the need for continuous measures. A box states: 「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を、第3次基本計画においても、引き続き施策の柱として位置付け、具体的な施策展開を行っていくこととする。